明日香村 🚫 総合政策課 0744-54-9018

区分	要件	支援内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新増設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間:3年度分
奨励金	営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人新設・移転(村内の既存企業) ① - 1 新設 延べ床面積が500㎡以上 ① - 2 移転(村内既存企業)新築した建物の延べ床面積が500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上 ② 投下固定資産額の総額が1億円以上 ③ 従業員数が5人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること	【企業立地新設等奨励金】 投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の1/2相当期間:5年度分 【雇用促進奨励金】 村内在住従業員1人につき20万円 (限度額500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2相当 (限度額300万円)